

エストニア特許庁

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料		附属書 E E. I
宣 言 書		附属書 E E. II
委 任 状		附属書 E E. III

略語のリスト

国内官庁：	エストニア特許庁
E P L：	エストニア特許法
E U L：	エストニア実用新案法
P A A：	弁理士法

指定（又は選択）官庁 E E	エストニア特許庁 国内段階に入るための要件の概要	概要 E E
国内段階に入るための期間	P C T第22条(3)に基づく期間：優先日から31箇月 P C T第39条(1) (b)に基づく期間：優先日から31箇月	
国内官庁は権利回復を認めるか （P C T規則49.6）？	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
回復手数料	EUR 32	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	エストニア語	
要求される翻訳文 ¹	P C T第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びP C T第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 P C T第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（これらの要素のいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが 要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を 認めるか？	カラー図面は認められない。陰影付の表現図の使用は、その表現図の良好な理解を支援し、過度に大規模でなく判読可能なものであれば認められる。写真は白黒での提出が要求され、原則として画像資料を補完する目的に限定される。写真は高品質での複写を可能とする程度まで判別できる品質の、十分なコントラストを有する写真が要求される。	

[次頁に続く]

1 基本手数料がP C T第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払われた場合、翻訳文はその期間の満了から2箇月以内に提出できる。ただし、翻訳文の遅延提出のための追加手数料も併せて2箇月以内に支払われることを条件とする。

E E	エストニア特許庁 (続き)	E E
国内手数料	通貨：ユーロ (EUR) 特 許： 基本手数料 ² EUR 225 (56) ³ 10個を超える各請求の範囲 についての手数料 ⁴ EUR 13 翻訳文又は写しの遅延提出の 追加手数料 EUR 32 最初の3年分の年金 ⁵ EUR 116 実用新案： 出願手数料 EUR 105 (26) ³	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	すべての出願人が自然人の場合、出願手数料は減額される	
国内官庁の特別の要件 (P C T規則51の2) ⁶	出願人が発明者でない場合又は出願人が法人である場合には、 出願人の特許出願をする権利に関する申立て ⁷ 出願人がエストニアに居住していない場合には、代理人の選任	
誰が代理人として行為できるか？	エストニアに居住する登録された弁理士	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の 効果を認めるか (P C T規則49の3.1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (P C T規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用す る。	

² P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払わなければならない。

³ 括弧内の額はすべての出願人が自然人の場合に適用される。

⁴ P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

⁵ これらの手数料は、国際出願日の第2年度(24箇月)の応答日を含む月の末日までに支払う。P C T第39条(1)が適用される場合において、上記24箇月の期間がすでに経過しているときは、これらの手数料は国内段階に入るための手続を行った後2箇月以内に支払う。

⁶ P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

⁷ 対応する申立てがP C T規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

EPL Sec. 33(3)

EE. 01 翻訳文（遅延提出）

P C T 第22条又は第39条(1)に規定された期間内に国際出願の翻訳文が提出されない場合であっても、概要に示されている国内手数料が支払われていれば、附属書EE. I に示された遅延提出の手数料を同時に支払い、更に2箇月以内に提出することができる。

EE. 02 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。国内官庁に提出された翻訳文が明細書のみに関する場合、国内官庁は出願に対し残る部分の翻訳文の提出を求め、開示の範囲が拡張されないことを条件として遅延提出を許容する。

EE. 03 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書EE. I に概説されている。

EE. 04 審 査

国内官庁は国内特許出願について実体審査を行う。このための請求及び特別な手数料の支払は必要ない。

EPL Sec. 12

EE. 05 特許出願をする権利に関する宣誓書

詳細については附属書EE. II を参照。認証の必要はない。

EPL Sec. 13¹(2)PAA Sec. 3(1³)

EE. 06 代 理

所在地又は居所がエストニアに存在しない者は、本人を代理するためのエストニア弁理士を選任する。弁理士は代理権を有するものと推定される。国内官庁は、代理権の存在について疑義がある場合に限り、委任状を提出するよう弁理士に請求する資格を有する。委任状の見本は附属書EE. III に示されている。

EPL Sec. 35(6)

EE. 07 付与手数料

特許付与の決定を受領してから3箇月以内に付与手数料を支払わなければならない。この期間内に出願人が支払わなければ、出願は取り下げられたものとみなされる。

EPL Sec. 33(1)
42

EE. 08 年 金

国際出願日の後、各年について年金を支払わなければならない。最初3年間の年金の支払期日については概要を参照。その後の年金は国際出願日の各年の応当日を含む月の満了までに支払わなければならない。国際出願日の各年の対応日を含む月から6箇月以内であれば10%の遅延支払の割増料を伴い支払うことができる。年金の額は附属書EE. I に示されている。P C T 第22条又は第39条(1)に基づく期間が適用される場合、国内段階移行手続を行った後2箇月以内であれば割増料を伴わずに年金を支払うことができる。

PCT Art. 28

41

EPL Sec. 25

25(5)

EE. 09 出願の補正及びその時期

出願人は特許付与の決定前であればいつでも、明細書、請求の範囲、図面及び他の説明書類を補正することができる。ただし、出願の主題の範囲がそれによって拡張されないことを条件とする。特許付与決定後であっても、その決定から2箇月以内であれば附属書EE. I に示された手数料を支払い、追加の補正、補充を行うことができる。

PCT Art.	24(2)	EE. 10 期限を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6. 022から6. 027項を参照。
Rule	48(2) 82bis	
EPL Sec.	29(2) (3) 33(11)	EE. 11 正当な注意をすべて払ったにもかかわらず、出願人が国際段階又は国内官庁に対する期限を遵守できなかった場合、出願人は不利益となる権利を回復するために権利回復を請求することができる。この請求は遵守されなかった理由が消滅した後2箇月以内であって遵守されなかった期間の満了から1年以内に書面で行う。遵守されなかったすべての行為を、この2箇月の期間内に完了させ、権利回復手数料（附属書EE. I 参照）を支払い、請求書に期間を遵守できなかった理由を述べ、依拠する事実を記載しなければならない。
PCT Art.	25	EE. 12 P C T 25条の規定に基づく検査 関係手続は国内段階6. 018から6. 021項に概説されている。P C T 25条に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、この決定に対する審判をその決定から2箇月以内に審判部又は裁判所に対して請求することができる。この2箇月の期間内に、附属書EE. I に額が示されている審判手数料を支払わなければならない。
PCT Rule	51	
EPL Sec.	30 52	
PCT Art.	4(3)	EE. 13 実用新案 2004年1月1日より前に行われた国際出願に関して、出願人が国際出願に基づき、 － 特許に代えて、又は － 特許に追加して、 実用新案登録の取得を希望する場合には、その旨を出願時の国際出願（願書の第V欄）に表示しなければならなかった。2004年1月1日以降に行われた国際出願に関しては、願書にこの表示をする部分が設けられていないので、出願人は、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。実用証の存続期間は通常、出願日から4年であるが、この期間は（請求及び手数料支払によって）最初に4年間、更にその後2年間、延長することができる。 EE. 14 国際出願が特許に代えて実用新案を求めるものである場合、又は実用新案及び特許の両方を求めるものである場合、出願は特許の場合といくらか異なる次の要件を満たす必要がある。
PCT Rule	43 49bis.1 (a),(b) 76.5	
EUL Sec.	6(1) 8	
EUL Sec.	9(3)	
PCT Art.	7(2)(ii)	(a) 出願は1つの発明について行う。実用新案権の保護はバイオテクノロジー発明を対象としない。 (b) 出願には1つの独立請求の範囲及び複数の従属請求の範囲を含むことができる。 (c) 出願が図面を含んでいない場合、国内官庁は出願人に対し特定の期間内にその提出を求める。
PCT Rule	7.2	
EUL Sec.	18(2) 34(2)	(d) 登録手数料を支払わなければならない。この手数料の支払が行われるまで出願に対する処理は行われない。実用新案有効期間を4年から8年又は8年から10年に延長する場合、更新手数料を支払う。有効期間延長のための更新手数料は、前期間満了の6箇月前までに支払うべきであるが、前期間が満了した後6箇月以内であれば（10%の割増料を伴い）その支払を行うことができる。登録手数料及び更新手数料の額は附属書EE. I に示されている。

EE. 15 国際出願が実用新案及び特許の両方を求めるものである場合、出願人は登録手数料及び特許出願の国内手数料を支払わなければならない。実用新案及び特許の出願並びにその権利に関する委任状及び宣誓書（該当する場合）は、実用新案及び特許出願双方について必要である。

EUL Sec. 19

EE. 16 出願変更

国際特許出願は、国内段階移行の要件を満たしていれば実用新案出願に変更することができる。この場合、特許出願が行われた日が実用新案の出願日とみなされる。出願変更があった場合、特許出願は失効したものとみなされる。出願の変更により附属書EE. I に示された実用新案登録手数料の支払を条件とする。次の場合、出願の変更は認められない。

- － 国際出願日から10年が経過した出願
- － 拒絶、放棄又は失効した特許出願

手 数 料

(通貨：ユーロ)

特 許

基本手数料	225 (56) ¹
10個を超える各請求の範囲についての手数料	13
翻訳文又は写しの遅延提出の追加手数料	32
付与手数料	96
付与決定後の補正手数料	96
権利回復のための手数料	32
不服申立手数料	159.77

年 金：

－第1年度	26
－第2年度	26
－第3年度	64
－第4年度	77
－第5年度	96
－第6年度	120
－第7年度	135
－第8年度	155
－第9年度	180
－第10年度	205
－第11年度	245
－第12年度	285
－第13年度	320
－第14年度	360
－第15年度	405
－第16年度	450
－第17年度	495
－第18年度	540
－第19年度	585
－第20年度	630

年金遅延支払の割増料 該当する年金の10%

優先権回復手数料 無 料

実用新案

出願手数料	105 (26) ¹
初回更新手数料（出願日の第4年度の応当日を含む月の最終日を支払日とする）	195
第2回更新手数料（出願日の第8年度の応当日を含む月の最終日を支払日とする）	260

1 括弧内の額はすべての出願人が自然人の場合に適用される。

手数料の支払方法

手数料はユーロ建てで支払わなければならない。すべての支払には国内出願番号を表示し（ただしこの番号が判明していなければ国際出願番号を使用することができる）、出願人の氏名若しくは名称、支払う手数料の種類、並びに必ず国内官庁用の参照番号 2900082362 を表示しなければならない。

支払は、Rahandusministeerium（財務省）の次の 4 つの口座のいずれかに行うことができる。

- － SEB Pank, Tornimäe 2, 15010 Tallinn, 口座番号 10220034796011, IBAN: EE891010220034796011, SWIFTコード EEUH22
- － Swedbank, Liivalaia 8, 15040 Tallinn, 口座番号 221023778606, IBAN: EE932200221023778606, SWIFTコード HABA22
- － Luminor Bank, Liivalaia 45, 10145 Tallinn, 口座番号 17001577198, IBAN: EE701700017001577198, SWIFTコード RIKO22
- － LHV Pank, Tartu mnt 2, 10145 Tallinn, 口座番号 771003813400, IBAN: EE777700771003813400, SWIFTコード LHV22

国内官庁が所定の額の支払証明書を受領した時点で、支払がされたものとみなされる。

様 式（附属書E E．Ⅱ－Ⅲ）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 E E．Ⅱ 宣言書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_ee.pdf

附属書 E E．Ⅲ 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_ee.pdf